



(M)

040842-000-8

79-275


普國財政改革策

コーン/著

M36.12

BDE-0609





普國財政改革策

教授コーン
吉井一三抄



本邦の財政改革史上其最も顯著なるものは佛國に於て大藏大臣ミケルが提出したる財政改革案となり。兩改革案の主義方針を對比せば兩者とも其根底理想を各自其財政計畫に準ぜしむる所なるに相違なしと雖ども前者は所謂臨時財政改革にして後者は寧ろ根本的或は永久的財政改革と稱するの適當なるを信ぜずんばあらず。佛國が斯る方途を執らんばある可らざりしも固より其國體及其國情の因て然らしむる所にして今更之が批難を許さざるべけれど普國が能く最新の學理を應用して斯る大事業を斷々乎として決行せしむるに至りしは實に稱賛するの外なし。左に余が抄譯したる普國財政改革策は獨國

ギヨンゲン大學に於て財政學教授として有名なる博士コーン氏が右改革案の議會に提出せられたる時熱心に論策せられたるものなり。今や我國の財政狀態も亦是非如右一大改革を要するものゝ如く、政府當局者に於ても亦民間政治家に於ても之が構案に汲々たり、此時に當て若し此不完全なる譯文が参考の一に供せられ得べくんば多幸の至に堪へざるなり。

明治卅六年十二月

譯　　著　　誌

目 次

一租稅改革の要綱	一
二國家歳出の膨脹	四
三改革稅法の種類	一二
四普國所得稅法沿革	一七
五所得稅務算定沿革	二四
六所得自首問題	二九
七徵稅組織	三四
八所得稅率改革	四五
九相續稅法案	五五
十營業稅法案	六一
十一結論	七〇

國財政改革策

一 稟税改革の要綱

一千八百九十年十一月一日より全廿四日に至るまで新所得税法案か普國議會の第二議會に附せられ、其當時該法案が普國下院に一大議論の花を咲かしむるに至り、西酒類課税法に只だ二途あるのみ、即ち租税改革により之が解決を施す可き歟、將只だ國家收入を増加するのみにして其目的を達す可き歟、外に出てざりし。該法案に反対の意を表する者は後者を賛し又該案を維持せんとする者は専ら其説を反駁せんとし、互に相疾視するの状態は普國議會に於ても、亦獨逸帝國議會に於ても、税法問題の討議上前例に乏しからざる如く、昔に政黨社會のみならず、亦全般の社會も各自先入主的税法見解を包持せしは自然の勢なり。

然るに今何人たりとも、過去數十年間普國に於ける實際の租税問題成行に就き、殊に獨逸國に於ける同問題の沿革に就き公平なる見解を下す者は、——即ち如何なる方法により年々増加一方に傾倒して亦殆ど防止す可らざる國費要求の大勢に

應じ得べき歟、又如何にせば此必然の要求と之が應求との間に蟠まりたる困難事
情を排除し得可き歟、殊に斯の如き難題を醸すに至りし原因を料明せば、從來租稅
組織に將來を洞観したる遠見を缺き、且つ國家組織の公費要求に應ぜしめんとす
るに恰も小民が小市場に其日用品を要求するが如く、「手より口」的財政を策を施
設したるとに座するものなること、等の問題理由を公平に解釋する者は、——決し
て租稅改革問題と國家收入增加問題との間に特に對照的難題を設くるの愚を學
ばざるべし。

抑も租稅改革の根本的重要な事業は、吾人の時代即ち吾人の財政状態に於て、寧ろ租
稅組織の改造をして、常に増加せんとする公費要求に對し、常に増加せられ得べき
徵稅組織となし、以て兩者の一致を謀ると目的となさずんばある可からず。即
ち租稅改革の主要標準は、國家經濟と國家要求との關係討議上、國會議員の黨派問
題によりて議決構成せらるべき稅法組織をして、必ずや將來を洞観したる計畫的
精神を含蓄せしむる所なくんばある可からず、蓋し之が爲め毎年の豫算討議に現
出する新政費要求に對し、又特に新稅源を見ひるが如き、拙策に陥らざらしめんと
するものなればなり。

今若し國民一般の常識的判断、即所謂其輿論の指導が只だ一日の偷安に汲々たる
の外他に策なく、將來の危難を豫想して取越苦勞するが如きとなからしめんとせ
ば須く過去の狀態を忘却するに如ずとなし、自ら目前に迫り來れる必然の改革事
業も曖昧の中に欺き去らんとするが如きとありとせば、爰ぞ政治家たる者が憤然
蹶起國家財政の現狀を國民全般の理性に訴へ、而て其財政方途を只だ自然の成行
にのみ放任するときは實際斯く々々の結果を生ずべき理勢なるとを明瞭に認識
せしめ、而して後國家萬全の財政方途に指導する所なくんばある可らず、是則所謂
眞に政治家の政治家たる義務本分を盡したるものと云ふべし。然るに今若し政
治家の指導が如何に財政の正道を明示するとありとするも、自由なる憲法型式制
度の爲め、國家社會輿論の反對する所となり、卒に其目的を達する事能はざるもの
とせば、正理の王位は已に破壊せられたるなり、事こゝに至れば亦何をか言はん、後
に權勢を擅にするものは只だ思慮なき理想によりて浮沈するのみ、かゝる理想は
決して時勢必然の要求を認識するにも非ざれば、又之に拘泥せらるゝにもあらず、

唯徒に黨派的利益問題が其主權を専らにし、國家の公益は其後に瞠若たらずんばあらず。爾り、國家生命の實歷に徵するに國家多難の政治的雲行の下に於ては、該國民の威想に高尚なる國家的觀念を懷かしむるに最も適切なる時代にして、學術的真正の光明が發射せらる可きも此時にあるべし、蓋し學術は現實悲慘の狀態を其理想的標準と對照し、其方向を之に轉ぜしめんとに勤むるものなればなり。余は茲に理想的標準なる語を使用したり一然れども之れ決して蜃氣樓的玄想と混同す可からず、余が理想的標準なる意義は但だ道途の最短距離を指摘するに過ぎずして、迂曲の危道を避けむ事を目的とするものなり。

二 國家歳出の膨脹

凡そ今日租稅問題を正實に論究する者は其端緒を國家財政要求が常に膨脹する事實に基かしめすんはある可からず。特にこの關係たるや我獨逸國其邦家其公共團體等に最も適切なる事態なるを見る。

吾人は實に生産的技術の進歩と云ひ、生活程度の増進と云ひ、又實體的或は理想的

要求の勝服と云ひ前代未聞の昇騰時代に住居しつゝあり、加之吾人は他の諸國民と比較し、多くの省略せられたる事業を扣へつゝあり、即ち過去に於ける悲惨なる獨逸時代に省略せられたる事業を今日補缺せずんばある可からざることゝなり。然り、國民の衛生的構造事業と云ひ、日用生活の便利事業と云ひ、或は美術、學藝、教育、慈善等の事業と云ひ、凡ての改良を施すに莫大なる國民財務の犠牲を仰ずんばある可からざるのみならず、亦是等の事業は將來益々革進せらるゝ所なくんばある可らず。加之是等事業より尙一層莫大額の犠牲を要求する國家事業あり、夫の國家安神立命に關する問題之なり、而も是れ凡て物質的或は理想的幸福を満すに第一の條件を構成すべき問題たるなり、當今國民が最重の負擔を感ずる夫の軍事的犠牲之なり、此軍事的犠牲は決して暫一時の戰役費のみに止まるにあらず、亦平時に於ても年々歳々常に莫大の費用を要請しつゝあり、斯る支出要求が果して何の日に廢止せらる可き運命に到達すべき耶、是れ未だ何人も豫測すると能はずる問題たるなり。

斯て苟も國家安全の謀をなさんとする者須く、此真大なる、又抵止すると能はざる

財貨要求に注目すべきは最も緊要なると信ぜらる。若し吾國をして北米合衆國の如く幸運なる位置にあらしめば、即ち東隣には魯國に代るに大西洋を以てし、而て西隣には佛國に代るに大平洋を以てせば、天は自然に吾人の負擔を輕からしむべし。然るに吾人の護國事業は決して天然より恵祐せられたる幸運事業にあらず、故に不得止國民は舉て自ら非常なる精力と労力とを盡し之を守護せんばある可からず、而も吾人等がこの犠牲的精力と労力とは將來愈々重加せられずんばある可からざるとあるも、決して減却せらるゝの望なきとをも覺悟せんばある可からず、然れども余は茲に一言し置かん、歐洲大陸に於て知識的技術開發の進歩するに伴ひ、從來の如く今後とも國際上の不信用を買ふべき高價なる軍隊増加の運命を招致するが如きことあらざるべし。されど、若し兵器に進歩的改良を施すときは又他方に財政的要件を増加せんばあらず、殊に技術上の進歩は兵數を増加せざると反比例的に其精銳を競ふに至るべし。然るに是亦支出増加の一因たるを免れざるなり。

夫れ兵器に關する技術の進歩なることは現時一の新發明より他の一層完全なる

武器が發明せらるゝとを云ふ、而してこの新發明武器に對する財政上の要求は現時吾人の社會に於て他の平和的技術進歩の結果により互に相均衡せられんとするを見る。乃ち夫の軍事要求の消費的技術は經濟上今日の國家經濟的生產技術の進歩によりて償はれ得べく、又軍事的技術の進歩すると同時に其費額の漸次増加するとは今日の生産力の漸次増加すること、互に相平衡するの觀あり。各国民間に於ける新發見或は新發明に關する平和的競爭者は亦同時に軍事的技術新發明の競爭者たるなり、而して彼等が之によりて富貴と幸福を獲得するとは同時に國家財政力の爲め勝算を占めたると同意義にして、其財政力は以て軍事上の犠牲増加を償ふに足らしむ可し。

從來の財政統計年表は以上の理想を確定せしむるに足るべし。余は此事實に就き茲に一二の例證を掲くべし。是等の統計表は只た我將來の財政狀態を指示すべき標準と爲すとを得べし。又該表は國家として最緊要の富の程度技術の進歩、政治上の關係等は同一の位置にあると豫想するものと知る可し。

一八六二年

三六、百萬ターラー

一八六七年

四四、百萬ターラー

獨逸帝國陸海軍支出

一八七六年

三九〇、百萬マック

(右の数字中には砲台、兵營、造船等の如き臨時支出は含蓄せられざるものと知るべし)

一八八九年

五〇〇、百萬マック

右の外臨時支出額

九〇、百萬マック

右の計表と相對照し獨逸帝國の主要收入項目たる輸入稅額に就き一考せよ。千八百六十七年(關稅聯合の年)一箇人に就き二マールクの割合なりしと雖ども、千八百八十九年には一ヶ人に就き六、七マールクの多きに昂進したり。然るに斯の如く收入に莫大の増加計を示せしにも拘はらず尙ほ收入不足を告ぐるに至りし所以のも

のは毎年獨逸帝國の軍事支出が増加せられたるが爲めなり、而して該軍事支出たるや其性質上一時或は臨時支出の名目を有したりと雖ども決して一時支出にも非ざれば臨時支出にあらざりし、寧ろ年々各自不規則的の支出にして、全般より之を概看せば年々規律的に支出せらるべき臨時支出たりしなり。普國政府は近頃地方政府團體に對し學校建築、道路建設事業等の費目に對し債務收入より支出す可からずとなせり、然るに獨逸帝國に對しては何人も兵營及び軍艦製造費等を國債より支出す可からずとなすものあらず。然り、獨逸帝國の財政に斯の如く不規律なる事態が成立する所以は獨逸帝國の租稅組織に缺點あるとを表白すると同一にして、從來該組織の沿革上何人も之を認識する所なき、且つ最近に於ける獨逸帝國租稅收入の不足額は今後愈々增長せんとするの傾向あり。

今余は是より佛國の計表に就き一覽に供せん。普佛戰爭後同國の財政支出は左の如し

一八六九年
一八七二年

一一〇九百萬フラン
二六五五、全

一八七七年

三〇五二、百萬フラン

一八八七年

三二三四、全

佛國に於て一八六九年より一八七九年に至る迄十年間に其稅額一〇四〇、百萬フランを増加したり。而して次の十年間即ち一八七九年より一八八九年に至る迄二五一、百萬ラランを増加せしのみなり。右增稅額の内關稅より二五七、百萬フラン、間接稅より四五八、百萬フランが増徵せられたるなり。

之等莫大の數計は殆んど軍事支出の爲め増徵せられたるとを表示せり。今又眼を轉じ内政に關する平和的支出を一覽せんに其事態左の如し、即ち普國に於て學校費額は一八七一年に五五、百萬マルクより一八八六年一一六、百萬マルクに増加したり、而して普國に於ける總體の市稅額は一八四九年に一ヶ人に就き三マルク四分の三の割合なりしに、一八八三年に至り十一マルク二分の一の割合に増加したり。

今又英國の財政事態に顧みんに、同國の財政事情に就ては何人も能く熟知する所ある如く、其國家及び公共團體の行政事業範圍は甚だ狹少にして大概の行政事務

は皆私人的事業に放任せらるゝ慣例とせり、然るに斯の如き慣例によれる英國に於てさへも猶中央及地方行政費の增加計は著しき額高に達したる事實を見るなり。

一八七四年より一八八四年に至る迄十年間に於ける同國々家支出は七三、百萬ポンドより八九百萬ポンドに増加したり、又地方自治體の經常支出額は一八七四年より一八八四年に至る十三年間に三一、百萬ポンドより四六、百萬ポンドに増加したり、右の數位中衛生事業に關する分三百萬ポンドより七百萬ポンドに増加し、學校に關する分四分の一百萬ポンドより二六百萬ポンド即ち十倍以上の増加計を表示せり。

以上の計表的沿革が教示する所は果して何事ぞや、若し是等過去の事實が將來にも繼續して支出増加の現象を來さずと言はず是れ理法を解せざる者の言と云ふべし、財政上の問題は凡て將來の事態を豫想せんばあらず。是等支出計表が我普國租稅改革業に結論を促すべきは何事ぞや、只だ租稅增徵方針あるのみなることを疑はず(余は該改革に於て、若し收入不足を告ぐるときは縱令ひ十倍なりとも

又百倍なりとも自由に増徴せられ得べき即ち彈力ある組織機關を希望するなり。かかる眞理は黨派的筆戦に於ても、又國會議場の論戦に於ても空しく埋没せられて亦頗みられざるとある可し。又國家財政の先導者たる政治家等も其權勢が増加するに従ひ愈々利巧なる慎重の態度を執り、亦敢てこの眞理を公言するの勇氣を缺くことあるべし——然れども眞理は眞理として永久没却せられるを奈何せん!。斯の如き眞理は實行せられずんば止まざる可し、而して竟に大革命即ち二十年以來將に墜下せんとしつゝありし一大革命が惹起せらるゝまで断へず論戦の止ときあらざる可し。

三 改革稅法種類

以上述べ來りし原理は今日吾獨逸國の各公軸、即ち獨逸帝國を始め各邦家、各地方團軸に共通して適用せらる可し。而してその共通的運命を有する所以のものは各邦互に密接に聯立せるが爲め自然の勢是に至らしめたるなり。固より程度に於ては各邦互に相異なる所ある可し。就中獨逸帝國に於ては非常に支出増加の程

度甚だしきが爲め最も其租稅組織缺點の明瞭なるものあるを見る。其他各種公共軸の一部にも能く之と類似の事態を現出せる所あり、又斯る稅法改革斷行により最も好結果を收むべき州邦ありとせば普國の如きは其最良適例と稱すべし。

さて普國政府が無意無識の間に其議會を通過せしめたる一法案より今日其財政に意想外の好結果を收めしむるに至りしとに就ては大に注目すべき價値あり。

今を去る十年以前今日も猶ほ工務卿の位置にある一大臣より普國々有鐵道法案が新に提出せられたるとあり、其當時政府反対の進歩黨は大に該法案の成功を怪み、竟に左の如き反問を發するに至りたり曰く。政府が該案により財政的收入を得んとするは恰も砲臺資本或は軍港資本より利得を收めんとすると何ぞ撰ぶ所ある歟と。然るに實際の結果は全く此豫想と反し、今日は啻に進歩黨のみならず、亦全反對派まで吾國有鐵道收得の過大なるを愁訴するに至れり、而して人は皆この莫大なる收得を恰も獵者が途に拾ふたる僥倖的獲物の如く思考せり、されど該收得が啻に年々膨脹に膨脹を重たる普國財政支出要求を満すことを得たるのみならず、亦之が剩餘を生ぜしむるに大に與りて力あることに就ては吾大臣

るもの大に謝意を表する所なくんばある可からず。一八八二年以來一八八九年に至るまでの七年間に全國有鐵道の純收入額は實に一七三八、百萬マルクに達せり(大藏大臣ミケル氏の演説より引用)右金額の内一一五八、百萬マルクは國債資本の金利に支拂はれ、而して其他三九一、百萬マルクは之が償却に支拂はれたり。而して尙二三三、五百萬マルク以上も通常國家支出に行使せられたり、此金額行使内情に就ては一八八九—一八九〇年度のみに九一、五百萬マルクの項目あり、其次年度の決算に至り同年度に於て該項目の外尙ほ四三百萬マルクの剩餘ありしとにより始めて明瞭ならしむるとを得たり。一八九〇—一八九一年度に於て階級税及所得税の徵收豫算額は七五百萬マルクと計算提出せられたり。

嘗て吾大藏大臣ミケル氏が右の如き結果を見下院に演説すらく、國有鐵道を贊助したる議員諸氏は國家の納稅義務者に對し大に利益する所ありしものと稱す可しと、此言や其理勢に於て固より一言の批難す可き點なかるべし、然れども國有鐵道税を贊助したるものゝ元來の精神は決して斯の如き効果を收めんとするにあらざりしことを以て察するに普國財政の進運に就ては寧ろ左の評辭を下すの適

當なるを信ぜんばあらず、天は正しき者を睡眠の中に助く」と。是に於て結局左の事實は争ふ可からざるととなれり、即ち天が普國の進運を恵みしと同時に、他方に於て又其收入增加政策を國家財政改革に施す可き賛澤を許されたるものと云ふべし。斯て此改革案に對し或は公然又は隱然、或は誦詐的意志に出づるも、又は自主的營業利益の爲めにするも、苟も反対の位置に立つ者は、——若し彼等にて國家業務及び理財狀態の成行に就き、一片の責任を感する以上は、——私に該問題を他の國家收入增加問題に轉換して財政上の不足を補はんとするものなるとを自白せんばあらず。

斯く反対論の蜂起するに拘はらず吾今日の政府は數年來の經驗が證明したる財政意見を固執し亦他に適當の財政方策なきとを認識したるなり、即ち其財政策に依るときは、其租稅賦課方法輕便にして、又割合に納稅義務者を壓迫すると少く、且つ専ら社會の支拂能力者に適當の納稅義務を負はしめ、結局稅法の正理公平を得ると信じたるなり。爾り、今度提出の租稅改革案は確に斯る基礎に其根底を有せり、されば該法案の施行により由來普國財政組織に最も變更の必要が認識せら

れたる點を改良し、其納稅分配を均等ならしめ、結局愈々納稅平等主義の實行を見ることがなるべし。

今普國稅法改革の主要事項を有牴に指摘せば其階級稅と所得稅とに外ならず。而して其改革方針は二途に別るべし、一は即ち一般の納稅義務者が能く認識したる徵稅法の不備を補ひ、而して其又一は長年實施せられて變更せられたるところの徵稅率の變動事態を平準ならしむるとにあるなり。又之等の改革に加ふる相續稅の改正を以てせすんばある可からず、蓋し相續稅の徵稅方法は凡て所得調査簿に基くものなれば所得稅法が改革せらるゝと同時に亦此稅法が改正せらる可きは必然の結果たらんばあらず。終りに現時の營業稅法も其制定時代の古びたるが爲め自ら不公平なる課稅法となれり、該稅法も宜しく今日の時世に適應せしむる所なくんばある可らず。

是等は則ち普國稅法改革の重要な事項たるなり、而して是等の稅目は既に已に長年間改革を延期せられたり、故に今日吾政府が斷然其改革に一決し、愈々其改正法案を我議會に提出するに至りしは至當の業と云ふ可し。

四 普國所得稅法沿革

吾人は所得稅の算定法改革問題を論究せんとするに當て其必要條件たる前提問題に就き、考究する所ありたり。

以上の前提は正しく其他の租稅改革論より緊要なる問題なると深く注意する所なくんばある可からず、蓋し其根底主意は當に吾普國稅法組織の改革稅目に適用せらるゝのみならず、亦理想的稅法判断の定規たる可ければなり。夫の徵稅方法に關する自由意志論と強制論、或は自治論と國家行政論、或は又政治的自由論と官命的強行論等が兩者互に正反對の方向に別れんとするに當て斯る理想問題を根本的に判定す可き論據なくんばある可らず。斯る問題の議定順序を擧れば第一に此根本問題を明瞭に解釋し、次に其原理を誤謬の僻見と照合し、而して後始めて正當なる判定に達するとを得べし、蓋し既に根元的定規を得ば他の長短を量るは容易の業なればなり。さて所得稅法改革問題に關し世論の傾注する所を察するに多く所得の自首主義(Selfdeclaration)問題に懸れり。一八四七—五一年に所得

税法成立當時の立法部の状態に顧みるにかかる主義の税法が其議會の協賛を得んとは殆んど考ふ可らざることなりし、然るに今日の議會に於ては却て之を歓迎し、議事も數日ならずして直に大多數を以て之を議定せんとするの勢あり。されど只だ其間に未だ事情の疎通せざる點あるは他ならず、即ち同一の多數議員にして新相續税法に就ては猶ほ半信半疑の念を懷けること之なり、彼等謂く若し該法が通過したる曉きは其結果遂に所有權の危險を買ふの憂ひありと(所有權の危險を買ふなる熟語は政府方議員の語調による)——此事情あるが爲め自首主義の法案に就ては多數議員が安心して協賛する能はざる所と察せらる、何となれば該主義は奇怪にも所有權を犯すの危険あればなし。

吾國從來の算定法に就ては、一八二〇年の階級税及一八五一年の階級所得税法に明瞭なる如く、納稅義務者が自ら其所得を算定すると、即ち自首主義とは互に相容る可らざるとを知る。吾國に於ては今世紀の始めつがたナポレオン恢復戦争以前の意氣張の爲め不幸なる試定が施行せらるゝこととなりたり。

一八一二年五月廿四日に發布せられたる律令によると財產税率及び所得税率に

就き左の如く規定せられたり、即ち「財產に就ては三分、所得に就ては五分」と(是れ則ち三百ターラー以上の所得の場合を云ふ、而して以下は一分より半分を徵收す可かりし)——又其徵收方法に就ては左の如く規定せられたり。「納稅義務者は最初自らその財產及所得を算定すべし、而して税務委員は只だ必要の場合にのみ検査判定の權を有す、群言せば只だ納稅者が國家に對する義務とも顧みず濫に不正なる算定をなし或は其財產を隠匿したるときに税務委員は自らその財產事態を精細に検査すべき權利を有す。若し此検査方法又は其他の方法により財產及所得隠匿の證據充分なる場合には該隠匿財產の半額を没却す可し。」

右財產税の收得は——半は強制收得にして、半ば租税の種類——政府の豫算額に於て二五百萬ターラーを收む可かりし、然るに實際の收額は只僅に四百萬ターラーなりし。

斯の如き經濟狀態に沈淪しつゝありし國家に格外の望を懷くが如き悲惨なる時代に斯る經驗及之に類似したる試定が施行せられたると一にして足らざりし、是に於て次の平和時代に租税組織の模範的構造を考案せしむることくなれり。然

るに如何にフライヘル、フラン、スタイン氏が一八一〇年第一の財政改革時代に熱心に所得税説を主張する所あり、該税は凡ての場合に於て最安直なる税目なる所以の理由、即ち該税は凡ての國民又凡ての國家收得根元に對し賦課せるものなるが故に、又該税は凡の税目中最も平等の型式を具へ又最も收得の望あるものなるが故に、最安直なる税目なるとを説明する所ありしと雖も、又當時最高の財務官たりしラバイエ氏も如何に所得税法實施を改革の端緒となさずんば改革の業は凡て無益に屬することを公言する所ありと雖ども、又一八二〇年五月五日上院に於て租税改革案の討議際中時の皇太子ウイリヤム殿下(後の獨逸皇帝)も熱心に貧民の納税義務を輕減せんとして分限者及び高給役人等の負擔を増加し以て大に上下負擔の割合を平等ならしむ可きとを主張する所ありしと雖も、之等の大家及び權勢家の能力と權力は只だ僅に不完全なる階級税を成立せしむるに止まりし。彼等の税法改革理想は最も識定の困難なる所得關係より寧ろ最も識定に容易なる社會的階級に其區別を定め、之に依て貧富納税負擔區別の標準と爲んとするにありし。是に於て全體社會を四大階級に別ち、而して各階級が又二或は三階級に區割せらるゝとなれり。最上階級は其又三區分階級に應じ年々四十八ターラー、九十六ターラー、百四十四ターラーの税率により徵稅せらる可りし。普國內に於ける最分限者が只た僅に百四十四ターラーの標準税率により律せらるゝとは之果して何等の失當ぞや。

該税に關する算定の役は凡て自治團體に委ぜられ、而して之が監督は上級自治團體員の役務たりし。然るに斯くも輕率に立てられたる納稅標準なるにも拘はらず、何人も敢て適當の算定結果に到達すべく信ぜざりし、若し正當なる算定結果に達せられ得べき部分ありとせば之れ只だ僅に小町村に限られしのみ。既に五千或は六千の人々を有する小都會より上は大都府に至るまで他に肉稅が徵收せらるゝことなれり、何となれば斯る都會に於ける階級税の算定業は納稅義務者の關係上大に錯綜したる事實ありたればなり。

斯の如き狀態に於て經過すると五十年餘に及べり。千八百四十年の革命以來國民の參政熱及び議員熱が同時に所得税法に關する改革理想を睡眠の中より喚起せしむることなれり。千八百四十七年の聯合議會に所得税法案の提出を見る

に至りたり該議案の中には今日の社會に實施せられつゝある所得稅法の條項と同一なる點少からず。該法案の内容を検査せば一方に於ては當時の法案により確定せられたる所得稅及び其時確定せられざる所得稅等の爲め納稅義務者に各種不平等の負擔を分配することあると同時に他方に於て該法案の爲め自首主義が今日にまで保存せられたるとを發見すべし。其當時大藏大臣デュエンベルグ氏が演説中に言へるあり「各自が其稅額を表白するとは租稅分賦の平等を得んとするに最も緊要なる方法なり」と。又聯合議會の報告委員ルドルフ・カムブハウゼン氏曰く「自首主義は實に國民的義舉と國民的德義の涵養に最も必要なり」と彼は又其報告中注意して曰く「凡ての所得は國家的保護の下に安全なるとを得、而して此保護の下に高額の所得を收むるものは國家に對する義務負擔も亦其割合に應ぜずんばあらず」と斯の如き注意は今日普國々會議院にも望ましきなり然るに殘念なる哉、該議會は此稅案を大多數にて否決したり。

千八百四十九年普國政府は又新所得稅法案を提出したり。該政府は此所得稅法案が上院通過の困難なることを慣例たらしめたり。斯て今度は自首問題に就ては

只だ一種の能力的問題として提出したり。該案は下院に於て討議を要せず通過したり、然るに上院(今日の上院の前代)は該案に就き激烈なる反對態度を執りたり、既に角自首主義に就ては絶對的に其存立を拒みたり。結局政府は上院の意に服従せんばある可らざること、なれり、而して遂に今日施行せられつゝある法律が千八百五十一年に草案せられ、而して同年に議決せられたり、該法の算定組織は何人も能く熟知する所にして、是則ち四十年以來今日に至るまで効力を有したる法律なり。稅務局長キーナ氏嘗て該法案に就き言へるあり『何人もこの所得稅が真正の所得稅に類似せるとを眞實に認識せんとする者は各市に市長あり、各町村に町村長あるとを豫想せんばある可からず、而して各市町村長の稅務査定は納稅義務者を格外に高直に算定し得べきが故に稅額はその極端額に至るまで國庫に納附せらるべきものと思考せんばある可からず』云々と。

實際斯の如き意志傾向を有する市長或は町村長は多からざる可し、兎に角普國の所得稅算定方法が其當を得ざるとに就ては何人も疑を入れざる所なり、故に其算定方法が不完全なるとに就き極力論難するも亦無益の業と云ふべし。余の信ず

る所によれば如何に寛大なる批評家も租税簿に記載せられたる額高と事實上の所得割合とを比較せば其間に少くも一割より二割五歩の差異あるとを發見すべし。此問題に就ては各自の經驗が能く明證する所なるべし。余も數年來一小事業を營みつゝあり、其所得關係に於ても租税簿額より一二割内外の差異あるを發見するに至りしは一笑するの外あらざりし、此關係事情に就き近頃最も其實情を整ちしは現大蔵大臣の言なり、曰く「近頃帝國西方人の言に、彼は東方人と比較し餘り多額の税金を納むと、而して東方人は又之と同一の言を以て西方人に報ひたり孰れか正當の言なりし歟判断に苦まずんばあらず、疑ふらくは兩者とも正當の言を吐くものならざると」。

以上の事實に就ては世人も能く知る所なり、然れども彼等は未だ其理由に就き明瞭ならしむる所あらず。若し此理由に就き能く了解せんと欲せば須く新改革案を座右に置き、兩者互に對照して考究せば自ら釋然たる所ある可し。

五 所得稅務算定沿革

元來普國所得稅の算定方式に就ては國家が其自治團體を極端に信任することを以て主義となせるものなり。是を以て其自治制度は他の業務範圍に於ける如く啻に國家行政の専門技能に屬すべきことまで其役人に從事せしむるのみならず、亦該團體は隣人的義務を互に全ふすべきこととなり、納稅義務問題の如きも畢竟自治體の精神涵養如何により、或は國民的自由權利の實行如何により解釋せらる可きこと、なせり。斯て年々の所得算定業を全く隣人的義務、即ち別言せば自治團體代理者の判定に委するが如きは其理想より論ぜば或は高尚なる理想とも稱せらるべし。然れども是れ稅法施行に關する役人の强行事業を自由なる義俠的意志に一任し、之をして法律命令を施行せしむると何ぞ異ならんや。

夫の自由論者の主張によれば國民は其高尚なる自由意志を以て充分國家に對する義務を盡すものとなすと雖ども、斯る理想は決して人間の最も弱點とする所まで支配すると能はざる可し、否、事實は寧ろ之が反證をなせり。斯て理想的に自由制度の樂郷を夢みつゝ却て實際社會は利己主義なる惡魔の支配下に委せらるゝこととなるべし、而して其後繼制度として採用せらるべきは其反動的に極端に冷酷

なる實利主義なるべし。吾人は今に猶ほ記憶す夫の獨逸裁判所構成法により全體を統一せんとするに當て非常なる反論は公撰陪審裁判に向けられたると、其當時第一流の法學者は黒人の犯罪事例を引て大に其非を論じたる所あり。然るに國民が公撰陪審員の業に信頼すると今日の隣人的租稅算定委員に信頼する如く大ならざりし。蓋し前者の場合に於ては只だ知識的能力を問題とするところなればなり、其主要缺點の存する所はその業の常に變更するに當て事務の統一を缺くのみならず、亦之が奉公的涵養に缺くる所あらんとする點にあり。稅法賦課問題に就ては之と大に趣を異にする所あり。茲に最も難題とすべき點は隣人的團體利益と箇人的自主利益の兩原因が常に國家的稅法規定を良心より實行せしむべき障礙たらんとする所にあり。英國に於ても嘗て其自治體に斯の如き實例を演じたるとあり、同國議會に貧民保護法が通過せし以來五十年間は該法をして死文に屬せしめたることあり是他ならず、國家が同法の施行を全く地方自治體に委任し、而して該團體はその勞役保護資本を或は自己の爲めにするにあらざれば或は之を知己友人にのみ施し、渠の貧民の納稅義務に就ては其負擔を輕減すると稱

して却て之を工場の勞役賃金より支拂はしめたるが爲めなり。是に於て歟遂に工場監督官を設置せんばはある可らざることとなり、始めてその亂行止みぬ。

千八百五十一年普國所得稅法案が通過したる其の年稅法問題に就き根本的論究を試みたるはカール・グスタウ・クリース氏なりし、即ち其當時發表せられたる租稅賦課制度問題の評論之なり。該法案が實施せられたる後數年ならずして既に該稅法の不公平不適當なると愁訴するものあるに至りたり——町村民は各自其町村長に市民は又其市長に對し或は又町村委員は其縣知事に對し常に請願書を提出して之か改正を促したりき。然れども其當時政府の見解は改革所得稅を從前の階級稅に比較せば其收得割合に多額なるとを以て満足す可きこととなしたるゝされど斯る見解を懷けるものと雖も該稅法施行の結果納稅義務者間に甚だしき不公平なる稅務分配の實跡あることを見ても一驚を喫したるべし、即ち或者は屢々に至るまで嚴重なる徵收を命ぜらるゝと同時に或者は其所得の三分の一或は五分の一にも價せざる額高によりて徵收せらるゝが如き不公平なる事實を發見しては決して該稅法を以て満足し得べき所にあらざりしなるべし。

彼のクリース氏が其評論中に英國の事例を引證せし所以のものは左の事實を明かにせんが爲なりし、則ち英國に於ては普國と異なり所得算定組織に於て自治制が濫りに其政策を施し偏重偏輕の處置をなすと能はざる様に構成せられたるとを明瞭ならしめんが爲めなり。同國の所得算定區域は吾町村區域より遙に廣大なり、而して其範圍は亦餘り廣きに失するが如き程度にはあらず、是を以て該國の算定方法は隣人的情實の偏輕重を避け得べし。全國に於ける算定委員の位置及び會合は納稅義務者の意志より全く獨立せり。是れ蓋し彼等の所得額を可成的安直に算定するが如き人物を撰定せんとする傾向を妨止せんが爲めなり。七人より成立したる租稅委員は即ち算定委員の監督官にして、各自互に其事務を助成するの義務を負へり、而してかかる委員組織の起原は遠く舊地租稅委員の時代に遡れり、最初の所得稅監督委員は十八世紀の終りに至るまで任命せられたり。之等最高等官の下に又十人の中央監督官あり、彼等は常に地方役員の算定を監督するの役務を有す、然れども彼等は此役務を成就すべき直接の機關にあらざるなり。是等政府の中央稅務官より一層地方役員に接近したる監督官の設置せられたる

あり、彼等の役務は二千人の租稅義務者より成立せる一ヶ所の算定區域を監理するにあり、而して又彼等の役務は常役にして且つ全く地方的利害と關係せざると、恰も裁判官が王命を以て法律の判決を下すが如くして國家に對する納稅請求を嚴重に要求するとを以て旨とせり。

六 所得自首問題

現行法制定後四十年を経過したる今日に至り始て處決せらるゝ所あらんとする普國所得稅算定改革法案の重要な問題は既に説明せし如く左の二點に過ぎず、即ち其一は自首主義問題にして、其二は算定官の組織制定問題之なり。新改革案の意志は全く千八百五十六年の法律精神と異なれり、何となれば該法律の精神は絶對的に各納稅義務者の財産及所得關係に立入るとを禁止せる所あればなり。然るに今日の改革論者は曰く『納稅者の財産及所得に就き根本的調査を遂ぐるに非ずんば租稅賦課上緊要の事實を確定する能はず、且つ公平なる義務分擔の點より論ずるも又社會的平和の點より論ずるも後來の經驗に照すに納稅義務者の所得を

識定するに適當なる制度を要すべし』と納稅者の所得自首義務に就ては他の諸國及獨逸聯邦中に於てもサクセン王國、バーデン、サクセン、ワイマー、アンハルト、ハンブルク、ブレーメン、ベルツク等の諸邦に實際施行せられつゝあることにして、他に其實例なしと云ふ可からず、殊に之が施行結果を諸國の經驗に徴するに之が適宜の利用は事實所得關係を査定するに有力なる材料とならしむるとを得るに於てをや。

新稅法に自首の義務は普通三千マルク以上の所得者に限られたり、即ち其額高以上の所得者に限り自首義務あるものとす、其他下級の所得者に對しては稅務官が納稅自首を要請し得べき權利を有せり斯る除外條項の設ある所以は他邦の法律に比較し大に下級所得者の狀態に鑑みる所あればなり蓋し其法律精神より解釋せば一はこの種の所得者に對しては通常算定手續の困難ならざるが爲めなり、又二には財政的認定意志を明にせんが爲なり。

この法律精神によるときは新稅法案は専ら上中等所得範圍に課稅せんとするものなり、夫然り而して尚一步進んで辯明し置づんばある可からざる點は該法施行

の手續なり、別言せば納稅者は如何なる方法により其義務を果すべきかの問題にあり。此問題の答案に二種あり、即ち其一は國民の良心に訴へて以て其習慣的義務心に因らしめんとするものなり、而して其又一は法律的刑名を以て其義務を果させしめんとするものなり。吾人は此問題を深く考究するに從て愈々亦嘗て自治制度に就き論究したると同一の結着に復歸せんばあらず、— 即ち吾人は該法律の施行を國民の自由行動に放任すべき歟將た又行政上の强行命令を以て之れを實施す可き歟の二途の問題に區別するの外あらざるべし。前者は勿論其理想高尚にして何人も賛成せんとする所なるべし—— 然り、演説的句調に於て國民の名譽心、國民の良心、國民の犠牲的意志に訴へ納稅すべきとを論辨するに於ては何人も一時感動する所あるべし、又斯の如き言句を巧に使用する者は公衆に歓迎せらるゝとあるべし。然るに後者は其理由を人間の病點に有せり、而して該法施行上是非行政的施行必要を認めずんばあらず、且つ之を必要たらしむべき範圍は國民として正實に其義務を盡さざる區域に止るべし。故に斯の如き法規には自安撫の事理あるを免れず、何となれば一方に於て國民の自負心を過信するとに、

り國家の利益を犠牲に供するか如き危険に陥らしむるに非ざれば、他方に於て國民を信任せざるの結果國家監督手段を喚起するに至るものなればなり、嘗て吾下院議員の一員此關係を一例の下に冷評し盡せる言あり、曰く「若し税額算定官にして余が自首明細書を疑ふか如きとありとせば余は彼と決闘す可し」と。

政府提出案に依れば所得自首の習慣的義務を負はしむると同時に他方に於て納稅義務者に法律上の保護を與へたり。斯て此自首義務を罪過的に怠りたる者はその年限中法律上の保護を失するものとせり。然るに該法律的保護の價值は第一審の判決に異議を申請するとを得るや否やの點によりて定まるべし。猶ほ之を別言せば、法律上の保護を失するとは新税課稅方法及び之が稅務官にして納稅義務者に適當の課稅を負擔せしめたる證據充分なる場合までを界限とすべきなり。若し課稅方法にして從來吾普國に施行せられたる如く緩漫に失せず事實斯の如き訴訟を惹起するが如きと甚だ稀なるべし、而して政府方の徵稅意志も從來の如く大概の見當に止るべし。

政府はその精細なる調査により租稅自首に關する實際の結果につき預め數字的

に期待する所あるべし。政府は又力めて之を的中せしめんとすべし。蓋し政府方に於ては舊國の如き大區域内に於ても充分經驗と習熟とにより概定算額を事實に近接せしむるに盡瘁するものなればなり。吾人はスイス國の小カントンに行はれたる經驗を餘り極端に概括すると好ざるなりされど自治的徵稅の一例として左に掲げん。バゼル市のカントンに於ては一八八七年三月廿一日の法律により從來所得稅法に施行せられたる自治的稅法を財產稅に施行したるに一〇六百萬フランタの減稅額を生ぜしめたり。之れ即ち二割二分六厘の減額なり。バゼル市に於ては財產稅(從來自首主義に則らざるもの)の各四年期毎の徵稅に常に分限者等が其財產を隠匿するの結果を生ぜしめたり。一八七五及一八七九年には九〇萬フラン、一八八三年には四三百萬フラン。

近頃獨逸第一等の新聞社が改革稅法案の委員協議會に於ける自首主義提案の決議に基き新案を提起して非常なる冷評を試みたり。其主意によれば改稅案に所謂自首義務とあるは全然否決すべく而して之に代るに真正の自首義務實行案を提出す可きとぞ以てぞり且又稅務自首を怠るものあるときは遠慮なくその怠慢

時期間公民權を剥奪し之と同時に其怠慢年期税額の五分一に達するまでの罰税を賦課するの適當なるを認識せり。是則ち該新聞の新提案なり。然り斯の如き規定或は之に類似せる規定ありて始めて法令の實行を見るに至るべきとに就ては正鶴を失せざるべし。然れども普國議會は果して斯る法律的權能を許容す可きや否、一疑問に屬す。

然るに又他方に於て算定後の位置を從來の如き事態に放任せば総令ひ若何に自首義務のみを正確ならしむるも到底該法案の實行は望む可らざることゝ云ふべし。

是を以て吾人は是より少しく眼を其方向に轉ぜんと欲す。

七 徵稅組織

改正法律案の主意書に曰く「從來の經驗によれば納稅義務者の自首書のみにては決して實際の所得を正當に認定すべき充分の材料となすべからず」と。此事態に就ては他の獨逸諸邦の所得稅法も同一の經驗をなせし所にして、総令自首主義の

みに信頼するとありとするも自首的所得額を直に租稅賦課の基礎たらしむ可からず、故に自首の所得證明も特別の稅法賦課機關を構成し、正確に監督する所なくんばある可らず。若し斯る監督が一小邦に於てさへ猶且不正なる所得自白をなし脱稅を謀る者に對し必要缺くべからずとせば、矧んや普國の如き一大國家に於ては之を充分に調查監督すべきは必然の業たらんばあらず、何となれば大國に於てはその關係する所る皆に錯雜なるのみならず、亦之が監識に困難なる點あればなり。

是に於て政府は右の主意書に準し左の諸點に特別の注意を促す所ありたり。

- 一 課稅機關を構成し稅務賦課基礎に付き事實上公平なる調成を保證せしむ可きと
- 二 稅務技術に熟練なる主稅官をして其の賦課基礎調成と之が施行を嚴正にらしむると、且つ稅務官は他の業務を兼ねるとを禁止す。
- 三 稅務官は所得調成又必要な場合には所得算定上全然獨立の位置を保有す可きと

四 熟知の上不正或は不充分なる税務自首を爲すものに對し効力ある刑罰の
調裁を加ふると

政府の改革方針によれば右の各條項は人民をして正當なる税務自首をなさしむるに緊要なる國家的事務たるなり、是を以て從來自治体に一任せられたる税額算定、及之が役人撰定等の權能も國家行政部の業に移さるゝの適當なるを信ぜんばあらず。然るに納稅義務者の協力を俟たず只だ熟練なる政府役人等專任するときは各地方の内實關係に近なる所あらんとを恐れ之が折中案を提出するに至りたるものなり。是を以て此方針に則り課稅額調成及び之が施行に關する課稅委員が撰定せらるゝことなれり、乃該委員の一部分は市町村或は縣會議員中より撰定せられ、他的一部分(小數)は政府より任命せらるべかりし。是等委員より組織せられたる會議は法律に規定せられたる各條項を公平に且つ正實に施行する可きものと認定せるなり。該委員會に於ける議長の位置は猶ほ從來の如く市町村長が占有すべかりし——或は場合により政府任命の税務官も議長たると得ざるにあらず。此政府役員の特權に就ては從來の法律にも規定せらるゝ所ありたり、

然れども事實市町村長のみ議長の位置を占有し、政府任命の税務官が議長たるべき場合は只だ市町村長が他に業務繁多なるときのみなりし。

從來の階級税を所得税と同時に賦課することとなりし爲め村税務委員の事務が（三百より四百までの納稅者區域を二千より三千に擴張したるの結果非常に増加せられたり、是を以て政府は各區域に假算定委員制度を創設したり。是等委員は村長を議長とし税務自首義務者以外の納稅義務者に關する準備業務を取扱ふものとす——則ち從來の調査簿に於て三千マルク以下の所得者にして階級税範圍内にあるものに對し新に之が徵稅役員を設けざらんが爲めなり。此假算定委員が作成したる税務調書を多くは最後の税務算定書たらしむるととなるべし、何となれば課稅委員及び其議長は自ら之が調査を遂ぐるの違なければなり。故に其名目は参考書或は假調査書なれども其實之を以て最後の課稅調査たらしむるの結果を生ずべし。

今茲に又最も注目すべき點は先に列舉したる第二項にあり、即ち税務技術に熟練なる主税官として其賦課基礎の調成と、之が施行とを嚴正ならしむるに特別の

重きを置きしとなり。近々數週間以前まで自治体の全權に屬したる稅務行政を該法案の通過により直に一部中央政府の行政權能に移動せしむるとは固より著しき改革業たるに相違なし。或る新聞の如きは特に能く該法案の草案に關係を有せしものと見へ此點に就き非常なる熱心と達識とを以て論辨する所ありたり然るに今日に至りては該新聞も政府方と等しく突然此點に就き沈黙を守るに至りし形跡とを以て察するに該新聞は特に政府と密接の關係を有せしとを愈々明瞭ならしめたり。兎に角何れの點より論ずるも稅務官なるものは大藏省と地方議會との中間に立たずんばある可らざる不幸の位置に陥れり。

然に稅務官をして斯る位置に立たしむるとは實に密係多き問題たらずんばあらず。普國政府は此四十年間の稅務行政を凡て自治体に一任したるの結果如何なる經驗を得たる乎、同政府は既に其弊害に就き充分認識する所あるにあらずや、然るを猶ほ地方自治体の壓力より脱せんばある可らざるとを醒覺する能はずとせば、専ら資本社會を代表する國會議員の改革意見も亦政府要求の外に出ると能はざるべし。

現大藏大臣は改正法の稅務官たる可き適當の資格者を得るに究するとを以て原案の如き徵稅方法を辯護する所ありと雖とも、是れ決して正當なる理由となればなり。司法部内に於ける檢事は之を何れに採りし歟、又工場視察官は之を何れに得たる歟。——今日普國財政の長官は尤も適當にして且つ能く理勢に通じたる政治家たるに拘はらず、殊に役人としても各種の経験あるに拘はらず猶且眼を永遠に且廣大に配りて其見識を立てざるは實に遺憾に堪へざるなり。

政府は只だ課稅委員の小數者を任命しながら(其他多數委員は町村會の撰定に關す)その委員に徵稅規定實施に臨み凡の點に精緻にして且つ公平なる處置の保證を望まんとするも是れ餘り酷に失すること、云ふべし。是を以て余は斷言す、斯る方式を以て課稅法が實施せられたると從來の方針により施行せられたると其間に何の差異あらざるとを。

然るに今若し自首主義と從來の算定組織と大體に於て異なる所なきものが互に連結せられて施行せらるゝものとせば、該法案は從來の徵稅制度に改良を加へたるに非ずして、専ら之れ、稅法の公正主義を破壊したる不公平の制度たらずんば

ある可からず。一方に於ては良心の調査に訴へたる自首を命じ、而して地方に於ては之に對する効力ある監督を缺くときは益々良心の命を重する小數者及諸役人等の納稅負擔を重加するの結果を生ぜしめんばあらず。納稅義務を果さんとする者の高尚なる名譽心の程度は自首主義あるが爲め愈々其度を高むべし。是を以て一方に於て從來の如く稅務監督が緩慢なるときは國家に對する義務的名譽心を顧みざるものゝ増加すると同時に他方に於て愈々正當に算定せらるゝものあるに至り、益々正當に算定せらるゝものと不正當に算定せらるゝものとの差異を大ならしむべし。

斯る見解に就ては腰々政府代表者が口外する所なり。嘗て主稅局長ブルグハウゼ氏が議場に公言せる一節あり、曰く、「若し効力ある監督手段を覓んと欲せば只だ相續稅の實施に其効果を見るとを得べし」と此の此言を有體に解釋せば該稅法を凡ての相繼事にまで擴張せんとするに外ならず、然るときは、各個人死去の場合に其財產明細書を提出すると同時に暫に其財產隠匿の實情を確定せしむるとを得るのみならず亦之に關する適當の刑名を正すとを得せしむべし。

該問題に關する議場の討議に於ては勿論簡接直接算定官の舊狀態を維持するに務めたり。特に下院に於ける地方議員の如きは各種の必要より之が維持に盡力する所ありたり。且つ現大藏大臣は其内閣多數の意見を代表して慰諭的演説をなしたり、曰く「今統合政府が地方制度員に代るに他の役員を以てするも政府は何れに其役人を覓む可き歟」と。而して又曰く「稅務委員の一的部分は勿論政府が任命する所となるべし、今日までの徵稅制度によれば是等委員の撰定は凡て地方自治制度の權内に屬したり、然るに從來の委員は餘り其納稅義務者と接近する所あるが爲め、地方的利益を多く顧みる所なきにしにあらず、且つ又一の町村區域における町村區域に比較し「町村に於ては非常に安價に算定せり、然らば又何ぞ吾村内ののみ獨り高價に算定すべき愚を學ばんや」と互に比較量定して以て稅務算定の公正を缺くが如き弊害なきにしにあらざりし。されど又稅務委員中には各地方々の内情に精通せる人物の必要なるは言を俟たざる所なり、然れども亦吾人の經驗によれば政府任命の稅務委員を其中に混入するとも亦必要たるを認むるなり、是他ならず、彼等をして全體の徵稅利益に注目せしむる所あらしめんが爲なり。

又場合によりては高等なる政府役人を該委員の中に加入するもあるべし。是れ蓋し全帝國內に於ける稅務賦課の平等を謀らんが爲めなり』云々
是に於て保主黨の主領は注意を促して曰く『今日大藏大臣の説明によれば任命委員なるものは他の區域より稅務官として撰定せらるべきものなり。此件に就ては吾黨の大に熟考せんばある可からざる問題なり。元來稅務算定準備の業は町村長と其撰定稅務委員により充分善良に成就せられ得べし。而して其勞たるや決して僅少ならざるなり。且又稅務官にして稅務算定の業を正實に其町村長に採らしめんと欲せば宜しく彼等が町村長に對する態度を冷澹ならしむれば足るべし。是に於て町村長は其責任區域内にある納稅力を精細に識定せんばある可からざるに至るべし。斯て彼は其區域内に不評判を買ふとなるべし。然れども彼は其町村の爲め之を忍ばずんばあるべからず。是を以て彼は法令を嚴重に施行せんが爲め納稅怠慢者に對しては怠慢の印を捺するに至るべし。故に余は納稅賦課の爲め其町村區域内に屬せざる他人を任命するとは止められんとを希望す。』云々と。

溫和保守黨に能辨者として有名なる一人も保守黨の要求を贊助して曰く『町村長は縱令ひ委員中に徵稅に熟達せる役人を必要とすることありとするも猶ほ其議長席を保持せんばあるべからず。委員中に政府任命委員を加入すべきとに就ては種々の理由より廢棄せられんとを希望せんばあらず。』云々と。
其他保守黨の或辯者説明して曰く『若し町村長をして其町村民の納稅額に餘り立入りたる處置を探らしむるときは全く彼の位置を危殆ならしめんばあらず』と。——其意は餘り專横なる自治制に反対の意志を表白したるなり。

且又保守黨の一人公言して曰く『課稅委員等は必ずや町村長をして議長の位置を守らしむべし、蓋し公共的名譽の位置を占むる者に於ては斯る徵稅問題に就き公平に且つ精細に調査議定すべきとを必然の條件とせんばある可からざればなり。然るに斯く其納稅義務者の實情を正當に議定するとに就ては縱令多少の不評判を買ふが如きとなきにしにあらずと雖も町村長たるもの宜しく之を忍ばずんげある可らず。』云々と。

又或地方議員も保證して曰く『課稅問題とても若し其職責を充分重するものなり

せば町村長を以て最適任者と稱すべし、故に政府撰定委員が敢て其所業を矯正すべきことあらざるべし』云々と。國民由自黨が抱持せる意見は又少し異なれり、彼等はサツン國に實施せられつゝある行政法を探探せんとに勧めたりき、是れて町村長等が蒙らずんばある可らざる惡名を政府任命の稅務官に移ふんとの内意なるべし。全黨の主領の言に曰く『所得に關する適當の自首報告を得るに困難なる所以は各箇人の帳簿に不整頓なる點あるが爲めなり、故に大資產家の財産所得に就ては其帳簿が既く整頓せらるゝ所あるが爲め容易に其所得額を認定することを得べし』と、然り若し此言にして異ならしめば、問題の懸る所ろ茲にある可し。然れども余が信する所は少しく異なれり、該問題の解釋上最も困難にして且最も府齊なる點は各箇人の私益問題と、之が爲め種々の影響を蒙らんとする自治體の内情との間に政府監督の嚴正を保たしめ以て能く法律精神を正當に實施するにあり斯る制度に就ては先に少しく説明する所ありし如く夫の模範制度たる英國の租稅組織を參照して考案せば可ならん歟。

八 所得税率改革

夫れ租税改革の方針たるや其歩調を漸次的に一步々々進行せしむる所なくんばある可らず、且つ改革意義に關する必然の條件は或點まで新に構造するとを意味せずんばある可らず、是を以て余が從來主張し來りたる意見の如く、吾普國所得稅法の改革案も其第一着手として其税率に變更を來さしむる所なくんばあらず。斯て税率組織區分問題に就ても從來の如く全肺を番二分するのみならず、亦其一零或は其四分一部を數點に區分せられんとを欲せんばあらず。

一千八百二十年の階級稅に改良を施し來りたる吾立法上の精神は稅率の變更毎に資本家の負擔を重加すると同時に中下收入社會の負擔を輕減せんとするにありたり。千八百四十七年の聯合議會以來更に此精神を發展して種々の點に成功する所ありし。是等法案は今日の新改革案と等しく決て其最後の目的を達したるに非す、又最後の目的の如きは決て確定せらるべきものにあらず、故に各新法律案が提出せらるゝ毎に常に其標準を新にせる所なくんばあらず。蓋し現在消費稅の型式を以て國民が負擔しつゝある稅額、或は又將來之か稅率増加により國民

が負擔せんばある可らざる税額等も等しく今日の所得税改革税率に影響する所なくんばあらず、故に一方の徵稅割合が變更すると同時に其割合と比較的に所得稅法の賦課割合も加減せらるゝ所なくんばある可らざればなり。然れども余は消費稅の一部に不規則的の現象を呈出したるものとも此種の比較割合に加算するにあらず、例へば現今小麥粉の價値が一噸に付き百八十マルクより百九十九マルクの處を昇降するが如き是なり、而して之が輸入稅は幾何かと問へば一噸に付き五十マルクの多額に達せり——斯る高價の消費稅は決して永久繼續せしむべきものにあらず。

一千八百五十年五月一日發布の法律規定によれば最下級所得額千ターラーに對し三分の納稅率なり、而して一千ターラー以下は年二十四ターラー毎に半ターラーの割合によれる階級稅率に準せしめたり。

一千八百七十三年五月二十五日發布の法律により階級稅の最下級稅を全廢し、上級所得者の徵稅額を増加して其缺を補へり、右の最下級稅廢止案は政府の提案に屬す、而して其當時政府が該案の提出理由を説明する所によれば細民の多數殊

に東方諸州に於ける多數細民は直接稅に格外の負擔を負へる所ありと。一千八百七十四年の調査によれば年々僅に半ターラーの稅額を納むるもの五百萬人あり、而して百ターラーの稅額を徵收する入費コームスベルクに於ては七百九十七ターラーを要し、マリーンウエルターに於ては六百八十九ターラーを要せり。斯の如き調査の結果として一千八百七十五年一百四十ターラー以下の階級稅納稅者の納稅義務を全廢することとなれり。

其當時又所得稅法も改正せらるゝ所ありたり、其改正の要點を擧れば上級者間の差異を互に近接せしめ、上級納稅額を引上げ七千二百ターラーとせり(二十四萬ターラーの所得者)斯て又右額以上各二萬ターラーの所得に對し三分率を支拂はしむるととなれり。

一千八百七十三年普國立法部に於て所得稅に關し一種新減稅案が通過せられたり、該法案通過の結果千ターラーより千四百ターラーまでの納稅者即ち第一級第二級の稅務賦課の場合特別の事情の爲め納稅力を薄弱ならしめられたるものに限り特に減稅せらるべきこととなれり(即ち特別の事情とは多數の小共ある者及び縁

者に多くの貧困者ある者等の如き之なり)

四

千八百七十三年の立法精神によれば關稅まで徵收しながら尙且從來曾て徵せられたるとなき階級税をも賦課せんとするの意向を存したりし然れども千八百八十年以來當時の財政及社會政策に準し此點に就き大に改革せらるる所ありたり。千八百八十年六月十六日發布の法律により千八百七十九年の關稅增率に次て中級及下級者の階級税及所得稅義務が輕減せらるゝことくなれり。獨逸帝國の歲入より普國に分配せらる可き金額は總階級税及び最下級より五級に至るまでの所得稅の一ヶ月分の割前に組入れらるゝこととなれり。千八百八十二年五月十日發布の法律により階級税及び最下級より五級に至るまでの所得稅は永久その三ヶ月分を免除せらるゝことくなれり。千八百八十二年一八三三年の議會に政府は下級より四級に至る階級税(四百二十マルク—九百マルク)全廢の法律案を提出したり然れども實際は千八百八十三年五月廿六日に只だ下級より二級に至るまでの階級税のみ全廢せらるべき法案が通過確定せらるゝの運に至りたり是に於て階級税の四分の二(三百七十四萬マルク)は免除せらるゝことくなれり。其他又

殘餘の階級税も三ヶ月分の割賦を免ぜられ且所得稅の第一級は二ヶ月分、又その第二級は一ヶ月分の割賦を各々免ぜらるゝに至れり。

以上の沿革を以て政府は未だ足れりとせざりし次の議會に又亦新改革法案が提出せらるゝを見るなり。其内容によれば先づ一千二百マルク以下の所得者に對しては一切所得稅を徵せざると而して一萬マルク以下の所得者に對しては凡て其稅率を輕減すべきこと又一萬マルク以上の所得者に對し始めて三分率を賦課す可きと等なりし。且つ九千マルクまでの所得者に對しても既に下級所得に就き特別免稅法が規定せられたる其條項を適用して其負擔を輕減し得るととせり。而して其減稅補缺に就ては算定施行法の改正と株式會社を所得稅範圍に組入ることと及六百マルク以上の資本貸借を進級稅率に準じ賦課す可きと等により補はれしむることくなせり。然るに此提案は下院に於て精細なる討議の上否決せられたり。故に全體の租稅改革に就ては尙ほ數年後まで俟たずんばある可からず。其後千八百八十五年一月廿五日時の大藏大臣政府の意向を議會に漏して曰く「政府は否に第三第四のみならず亦第五第六の階級税(九百マルクより千五百マ

ルク)とも全廢すべき法案を提出するも議會の反對を買ふが如きとあらざるべし」と。

現議會に提出せられある改正法案の税率内容を舉れば左の如し。

現大藏大臣は先の政府の意向により階級税の下級税を免することを止めたり、何となれば此免税案が下院の効力ある贊助を得る見込覺束なればなり。又之と同時に上級所得者に對し從來の三分税率を變更するが如きとあらざるべし、何となれば之が爲め却て稅額に減收を來すの恐れあればなり(千八百八十九年より千八百九十年に至るまで普國に於て二萬千六百マルク以上の所得者數は只た八千五百人口なりし、而して其納稅額は千二百五十七萬マルクなり)其他納稅義務者の課稅方法を精緻ならしめ、其負擔を重加するときは稅務隠匿者或は脱稅者の數を增加すべきとを豫期する所あり。

されど新改正法案によれば九千五百マルク以上の所得に三分率を賦課するととなれり、是則ち三分率の徵稅範囲を擴張したるなり、之が爲め又却て中產家の所得負擔を輕減するの結果を生ぜしめたり。斯て最下級(九百一千〇五十マルク)稅率

を六厘二毛となし、三千マルクより九千五百マルク迄の所得に對しては二分一厘の税率を以て徵せらることとなるべし。

其他從來よりの特別稅務輕減條項の範囲も愈々擴張せらることとなり、即ち三千マルク以下の所得家族に於て十四歳以下の家族員一人に付き其所得額より五十マルクを減するとを得べからしむ(此法律によれば例へば一千マルクの所得者にして二人の子供ありとせば全く其稅務を免除せらるゝの結果を生ずべし、又一千一百マルクの所得者は四人の子供あれば納稅免除の恩澤に浴するを得る割合なり)又他の理由により勞動力を失し或は之を薄弱ならしめたるものは三千マルク以下の所得に於て三級を減じ、又三千マルクより六千マルクの所得に於て二級を輕減せらるゝことを得せしめたり。

以上の諸點より察するに新所得稅法改革案は其税率の點に於て只纔に變更する所あるのみにして其他從來の組織を特に嚴ならしめたる所なし。斯る改革法案は只た其現時實行せられ得べき程度に於て能く其當を得たるものと稱すべし。故に將來には尙又進んで政正せらるべき時期到來すべし。從來我所得稅率の經

過より察するに其進級税率極度を五分となすに就ては何人も格外の感想を懷くべし。然れども主税局長ブルグハウス氏が言へる如く、五分の税率が何國にも事實々在せずとは之れ誤謬なり、スマイス國の税率を調査せし者は決して斯る言を發せざるべし(ズリヒに於ては一千八百七十五年以來八分税率を賦課しつゝあり)。溫和保守黨の公言する所によれば高級所得者に對しては四分率までは許容せらるべきと。又保守黨の主張によれば五分率までは贊助せられ得るものゝ如し、然れども彼等は進級税を贊助せざるとを注意したり。是に於て主税局長はサクソン議會に社會黨が提出したる法案(二十萬以上の所得に對し五分率に賦課すべき法案)を前例に引き大に以上の提議を痛罵したり。此形勢より察するに一度は又五分税率の提案を見るの時期到来するあるべし。今日の提案の如きは大藏大臣が嘗て公言せし如く只共通意見の基礎に編成せられたる法案なれば之が通過に就ては敢て困難を感じざるべし。

目下議會の討議に附せられつゝある改正所得稅法案に所謂其進級税率を寧ろ退歩的に九千五百マルク臺まで三分率により賦課するに至りしとも夫の共通意見

者の意に適合する所ならん、蓋し今日の共通意見者とは只舊來の組織を保守することを知て新進の卓見を嫌惡する連中なればなり。されど新意見なればとて決して舊守的見解を恐るゝに足らず、蓋し眞理は最後戰勝者たる可ければなり。

改革案の大體に於て肝要なる變革は三千マルク以下の所得者に對する負擔を輕減すると(是れ即ち先に説明する所ありし如く年少者數の割合により輕減せらるゝものなり)他の事情の爲め納稅力を失したる者の千マルクまでの所得額に就き輕減せらるゝものとなり。

今若し吾人の意見を有體に表白せば下層社會に對しては餘り直接稅を重課せざらんと欲す。夫の普國議會が階級稅の負擔を輕減せんとする政府從來の意向に反對し來りしとに就ては慨嘆に堪へざるなり。今回の提案に於て下層社會の負擔を輕減する條項に就ては勿論同情を表すべきとなり。彼の九百マルクの所得者及び其他の下層社會に對し租稅を賦課するが如きは多くの場合彼等に格外の負擔を荷はしむることとなるべし。又稅務負擔を公平ならしめんとする主義より論ずるも常に此種の納稅義務者を免除すべき理由を生ずべし。何となれば此階級

の人民は常に簡接税の爲め殆んど適當の負擔を荷ふべければなり、此簡接税の負擔に就ては彼等避けんと欲するも決して避くると能はざるなり、又政府方に所ても此負擔を彼等に待つ所あるなり。若し大資本家及分限者社會に於て少しく今日の社會的生存競争事態に良心あらば、願くば此點に注目する所あらんとを欲す。然れども若し彼等にして却て之が反対の意向を有すべくんば彼等の社會的罪惡は益々增長せらる可し。

又地方に於て財政上の主義より論するも此種の輕減は贊助すべきとなり。元來所得税の賦課に於て只だ納稅者の所得額即ち其數位によりてのみ徵稅するときは勢ひ稅務負擔に不公平の意義を含蓄せずんばあらず、故に斯る稅法の賦課に於ては亦納稅者の負擔力に就ても顧みる所なくんばあらず。されば納稅力に影響すべき各ケ人の狀態に顧みるとは所得高の標準に適當なる變更を促さずんばあらず。此の政府案に三千マルク以下の所得者の家族事態に顧慮する所あるは即ち此原則に依れるなり。斯る稅務負擔問題に關する余が意見は嘗て余の財政學中に發表したる所と異ならず。此主義に則り一國の財政を理る者は只だ下層社

會不相當の負擔を支拂可能者の手に移すを適當の方策となさんばあらず。

九 相續稅法案

今若し政府提出の相續稅法改革案の第一讀會に於て一言を試みんとするものは該法案が最一度は是非蘇生すべき望を以て弔演説をなすものと覺悟する所なくんばある可らず。該法案が今度の議會に必ず否決せらる可きとに就ては殆ど不可入疑と雖ども亦早かれ遅かれ蘇生して更に議場の論題たる可きとに就ては余の固く信する所なり。固より今後の社會論と資本家との反目が其絶頂點に達し遂に彼等が其態度を一變し自らの義務を認識するに至るまで果して幾何年月を要す可き歟、是余が茲に預言すると能はざる所なり。而して斯の理想の結果遂に國家的一大労働保険制度か設立せらるの域に到達すべくんは其執る可き方針は明瞭にして西歐諸國何人も豫想するに難らざる可し。

さて今度普國議會に提出せられたる新相續稅法案の内容を分解せば二途に別なるべし、一は基本收得(基本財產收得の意)の負擔を増加する事、二には之をして

自首及び算定の正當を保たしむべき監督効用たらしむると是なり。

上系下系及結婚相續等の場合今日普國民が負擔しつゝある額高は甚だ僅少にして殆んど租税の一類類と名稱す可からず、されば普國に於ても又獨逸諸聯邦に於て此計小歲入あるが爲め相續税法成立唯一の理由となせり。

余は我相續税の徵收額が如何に少きかを證せんが爲め之を其他文明諸國の徵稅額と比較せん。千八百八十年より千八百八十四年に亘る相續税の平均徵收割合は獨逸諸聯邦に於て一ヶ人に付き二十九フエンニヒ(吾日本の十四錢五厘)、而して普國は十九フエンニヒ(吾日本の九錢五厘)なり。之に反し佛國に於ては千八百八十四年一ヶ人に對する徵收割合二マルク八十五フエンニヒ(吾一圓四十二錢五厘)、ベルギー國は千八百八十年三マルク(吾一圓五十錢)、英國は千八百八十四年四マルク三十七フエンニヒ(吾二圓十八錢五厘)、蘭國は三マルク〇二フエンニヒ吾一圓五一錢なり。

又佛國に於て千八百八十三年相續税の總歲入額は一億三千〇〇八萬フランなりし、内直接の系統に屬するもの三千五百萬フラン、結婚相續に屬するもの千五百五

十萬フランなりし。直接系統に屬する相續税率は一分四分の一而て結婚相續税率は三分と四分の三なり。獨逸國に於ては一分と三分の一及三分十分の一の割合により直系及結婚相續税を賦課するもの只だバーデン、シューレンブルヒ、ゾンダーハウスラウエンブルク公爵地等あるのみなり、而して上系統の親族に相續税を賦課するもの只だペニン、ウルテンブルヒ、ハムブルヒ、ヘスセン、ザクセンアルテンブルヒ等の諸邦あるのみなり。

英國に於て親近なる親族に賦課する相續税率は佛國より高率なり、一千八百八十九年の法律により直系統に屬するもの、動産は舊稅に於て三分、新稅に於て一分と規定せられたり。其他各種の細項に就ては財產の額高に應し賦課せらるゝなり。英國の大藏大臣ゴゼン氏は資本額增加の割合に適合せしめんが爲め新相續稅法案を提出したり、氏が續稅法案を提出したる理由説明によれば夫の財產家等の稅務負擔は所得割合と比較し寧ろ輕きに失するが爲なり。然ども氏が此稅法案をスチコアルト、ミル氏の所説に比較せば非常に差異あり、同氏の要求によれば何人たりともその獨立に要する財產の外相續すると能はざる者とせり。(經濟原理)

論五章九節)夫の英國に於ては社會政策の原理主張者として有名なるスチュアルト
ミル氏と正反對の政治家ゴセエン氏にして猶且斯の如き法案を提出して、之が通過を要請しつゝあり、吾普國の如きも之を見て大に訓戒せらるゝ所なくんばあらず。

普國に於ては千八百七十三年五月三十日の法律により相續者に對する課稅は全國舉て一律に規定せられたり、而して統一上の便利の爲め從來よりの結婚相續課稅率を採用して一分を徵收しつゝあり。新提出法案は結婚者及び下系統の親族に對しては百分の半を徵收し、上系統の親族には百分の一を徵收することゝせり。該案提出者の説明に曰く『斯る程度の租稅は決して營利心或は節約心に對し少しも影響する所あらざるべし、又獨國家族制度にも撞着するが如きとなかるべし、故に又勿論兩親と其子女との關係にも影響するが如きとあらざるべし。蓋し此理由に就ては高率の稅額を徵收する他諸國の實例が充分證明する所あればなり』と。無理の徵稅を避けんが爲め新法案は千マルク以下の財產を親族に分配する場合には稅金を徵收せずとあり、然るに各自の親族にして百五十マルク以上の分配を

受くる場合には納稅義務を負ふべしとあり。又家族の内情に立入りたる負擔を課せざらんが爲め家具、衣服等に就ては徵稅せざること、せり。

又此新稅は所得稅に對し一種の補助的効用をなせり、蓋し該稅法が實施せらるゝ時には各自の財產額が明細に調査識定せらるゝと得ればなり。

此改革稅法が徵收する額高割合とスイス國のカントン及び其自治體が財產稅を賦課して徵收する額高割合とを比較對照せば兩者雲泥の差あるとを發見すべし。然るに今日の政治的形勢より察するに該稅法を尙ほ一層嚴重ならしめんとするは無益の業に屬すべし、何となれば該業が議會を通過することすら覺束なければなり。又衆議院は上級所得者に對し四分率或は五分率をも賦課せんとするの勢あるが故に或は二萬マルク以上の財產額まで中級及下級の部類に屬せしめ之等相續財產に就き極端なる免稅法を通過せしむるやも知れず、されど斯る折中説が果して其當を得たる耶否、疑問に屬す。斯の如く多額の財產讓渡に對してまで免稅の恩澤を施すとは稅法の原則たる進級重加賦課法にあらずして寧ろ或程度まで進級免稅の型式たるにあらずや。

且つ政府が普通に相續税を徵收せんとする所以は之をして獨立的財源たらしむるのとを主要目的とするに非ずして、寧ろ之を他税の監督方便たらしむると主旨とせずんばあらず。該案提出者の言引用せば愈々其意のある所を明瞭ならしむるとを得べし。曰く「該税法は他の方法にも得難き價値ある監督方便たるなり。乃ち之により凡ての相續財産を識定するとは實に相續者の所有財産と其所得割合を明瞭に認識せしむるのみならず、亦既に他諸國の経験が教ゆる如く納稅義務者が其所得自首書提出に當て彼等をして良心の命に應ぜしむるに干りて効力あるものなり」と云々。

此意を一層明瞭ならしむべき主税局長の言に就ては先に引用する所ありたれば就せ参照せよ。

余は終りに一言注意する所あらんと欲す、今若し此相續税法案が愈々否決せらるるの運命に到達するも、該案の提出主意は適當の要求なるが故に、縱令其財源的獨立目的は廢棄せらるゝことありとするも、其他税監督主意に就ては、即ち各自の死期に望んで普通に其財産目録を届出さしむるに就ては是非通過せられんとを

欲せざんばあらず、是則ちスイス國の各カントンに於て相續税徵收の目的なく事實施行せられつゝある法規なり、彼のズリヒ、カントンに於ては共和的代議員等が容易に此法案の通過を許容せざりしと雖も遂に該案の通過を見るに至れり。此種の變形法案は政府の原案が到底議場を通過すべき望なき場合委員會との交渉問題として提出せらるべきものなり。

十 營業税法案

總に營業税法も改正を要す。千八百二十年に成立したる該法に就ては何人もその餘り古びたるとを認識する所なり、該案に改正を要すべき理由は種々あり、即ち其一部は舊階級税法により、而して他の一部は舊營業關係によりて編成せられたると等は其重要理由たるなり、且又其間に人頭税、實物税等が混同せらるゝあり、殊に該税法は未だ今日の如く税法學の發達せざる時代に編成せられたるものなるが故に種々の點に於て改革の必要を感じしめすんばあらず。普國立法部は七年以來該税法に就き只だ僅に税率變更、則ち税額増加のとを以て滿足したり。殊

に全般より觀察せば該税の徵收額は工業的生産發達と比例し實に僅少の變動を來せしに過ず、例せば四十五萬マルクより六十八萬マルクに増徵せられたるに過ず。

新提案が從來の營業稅法と幾分か類似せる所あるは恰かも千八百五十年及び千八百七十三年の所得稅法が千八百二十年の階級稅法に類似せる所あるが如し。新提案は舊來粗略なる收得算定を精緻ならしめたる點に進歩したる所あり、又該法案は一方に大工業の營業に正當の稅類を徵收すると同時に、他方に小工業の納稅義務を輕減或は免除する所あり、斯て其技術的徵稅標準を變更し、舊稅の缺點を補ひ、結局其總收額を一千八百五十萬マルクまで達せしめんとするものなり。

又該稅法は普國從來の稅法精神により編成せられたる營業稅法案なるが故に其性質に於ては少しも變更せられたる所なし。是を以て新提案は矢張營業稅組織を客觀的基礎に於て編成せり、加之今日の租稅改革法案は凡て客觀的根底によるが故に、即ち別言せば物品稅たるに過ぎるが故に皆舊衣を脱すると能はず。斯て大臣が該案の討議に當て公言せし所によれば新營業稅は一時假設的性質の大

ものたるべし、是を以て將來改革せられずんばあるべからざる地方自治幹の稅源に新營業稅を以てせんとして特に之が賦課算定等に注意する所ありたるが如し。舊營業稅に變革を加へたる諸點を舉れば左の數事項にあり。

從來階級別の營業稅を廢止し、之に代用するに收得數額により區別せられたる簡短なる稅法組織を以てせり。是則舊階級稅が千八百七十三年以來經驗し來りたる所にして、營業稅法も亦同一の變革を免れさらんとせり。

斯て村區域の階級に於て區別せられたる營業區別は最早維持す可らざるが爲め廢棄せられずんばあらず、蓋し今日の營業意義は昔時の如く地方的町村區域の大小に關係する所あらざればなり。夫の大工業の如きは殆んど地方的市場と關係する所なし、然るに地方的市場を主要目的とする小工業は新稅法案に於て全く免稅するにあらずんば、大に其負擔を減小せり。

又新稅法案は舊階級區別に於て營業稅の範圍を脱したるものと補足するに至れり、例へば芝居バノラマ、市街鐵道等の如き之なり。又新法によれば各種の業務性質によりその階級位置を常に變更するが爲め之に對す稅務改正を困難ならしめ

たる情勢をも矯正するとを得べし。

然るに又舊稅法の一大缺點とも稱すべき點は小營業に重く、大營業に軽き結果を生ぜしむるとなり、即ち該法律によれば小工業者に格外の營業負擔を荷す割合に大工業にして利得多き事業は其負擔額軽きとなり、是を以て小工業者は斯る重壓力の爲め殆んど競争的營利場裡に馳騒すると能はざる位置に陥らざんばある。今手近き柏林の一例を以て證せんに、或種の小營業者の收得と、株式會社の純益或は盈餘額により賦課せらる可き營業收得とを互に對照比較せば此理を明にすることを得べし。夫の柏林に於て大營業は通常營業稅として年一分を徵收せらるる（大銀行の營業稅は一分を常額とす）、反し手職工或は小商人等は多く其純收益の二分或は三分以上の稅率を徵せられつゝあり。千八百六十一年七月十九日發布の法律に於て大營業者の收得に就ては特別の階級を附し、之に高率を賦課しつゝありしと雖ども大事業の發達生長甚だ急速なるが爲め從來高率に見積られたる稅率も直に輕稅たるの結果を生じたり。又之と等しく他方に於て千八百六十一年及び千八百七十二年發布の法律により小營業者の負擔を輕減する所ありしと

雖ども猶ほ充分其効力を見ると能はざりし。

我獨逸諸聯邦中佛國の營業稅法型式に習ひしものあり、バエルン、ヘッセン等の諸國即ち之なり、今日に至りても猶ほ其型式に習はんとするもの徃々あり。——夫の佛國營業稅法によれば迂遠なる關稅組織によりて營業の種類を精細に區別し、各營業の種別に應じ可成適當なる課稅標準即ち收得の額高を表出す可きなり——然るに吾普國營業稅法改革案は斯の如き稅法を模型となすものにあらず。斯る稅法の施行案は甚だ困難にして、工業其他事業の發達するに従ひ愈々其困難を増加せんばあらず。此種の關稅的稅率割合簿は現在の各種營業の變動に適合するとの証きが爲め常に之が補足又算定の必要を惹起するに至るべし。又斯の如き方法により調査認定せられたる平均收得は或點までは全く概括的にして、決して經驗的基礎によるものにあらず。

抑も新提案の根底理想は現在の營業收得を査定するに從來の如く迂遠なる方途によらず、直接に之を算定するにあり。政府が此方法により之が改革を斷行するの勇氣を歎するに至りし所以は一方に所得稅の算定型式改革案が提出せら

るゝ所あればなり。則ち該算定方法により各自の所得と其資本を自首せしめ之を以て亦同時に營業收得算定の基礎となさんとするにあり。此方法により千八百二十年以來普國に採用せられたる中間率組織を各營業税階級に課するは容易の業なるべし。又此方法を以て營業税率を算定せば特に之が算定をなす手續等を省くべきは明瞭なる事理なり。是を以て大概の場合は各種の營業收得を一々數表的に提起するとなく、只だ算定せられたる税額を割合に應じ分配すれば足るとなるべし。斯て稅務行政業は只だ稅級を正當に分別するとにあるべし。然れども此業たるや亦納稅義務者の協力を仰すんばあらず。然るに只だ最上級(年々少くも五萬圓の營業收得あり、或は資本額に於て少くも百萬マルクを有するもの)に對しては中間率に依らしむ可らず、何となれば該級の税率を割安に見積られたる中間率に依らしむるときは其他營業者の税率と稅法的平準を保つと能はざればなり。

新營業稅法の階級別は左の如し。

凡そ年一千五百マルク迄の營業收得、或は其資本額三千マルクに達せざる營業は

營業稅を免ぜらる。此免稅法により從來の營業稅務者より三十萬を免除すること、なれり、即ち從來の營業稅務者總數(八十六萬五千九百四十)の三分の一以上を免稅すること、なれり。此免稅理由は則ち小營業者の營業が多く大營業者の補助業たることにあり。

斯て營業稅の階級は四階級のみ残れり、而して其第四級即ち最下級は年一千五百マルクより四千マルクの營業收得あるもの或は三千マルクより三萬マルク迄の營業資本を投じたるものとす、第三級は四千マルクより二萬マルク迄の營業收得、或は三萬マルクより十五萬マルク迄の營業資本を投じたるものとす、又第二級は二萬マルクより五萬マルク迄の營業收得、或は十五萬マルクより百萬マルク迄の營業資本を投じたるものとす。

而て第三級及第四級までを町村の徵稅區域となし、第二級は縣域を以て徵稅區域となせり。以上三階級は凡て中間率により徵稅せらるゝものとす。(第二級は三百マルク第三級は八十マルク、第四級は十六マルク)凡そ如何なる營業たるを問はず第一級は年五萬マルク以上の營業收得あるもの或は少くも一百萬マルク以上

の營業資本を投じたるものとす。此最上級の稅額は各自の營業收得に對し特に年一分を賦課するものとす、而して其徵稅區域は常に各州域と柏林市とす、各區域毎に徵稅委員が構成せらるべし、而て其徵稅委員の内三分の二は州會議員より選定せられ、又其三分の一及其議長は大藏大臣之を撰定す。一分率の徵稅額は從來中級及下級營業者より徵したる額高より減縮せり。是を以て小營業稅を輕減したる結果より来る不足額は最上級の納稅義務を以て之を償はしむることせり。此課稅組織は從來の租稅分配より大に公平を保てり。

又凡ての稅級に於て其營業資本を參酌するに至りしは能其當を得たる規定と稱すべし、何となれば外國に設立せられたる事業の如きは其收得額を識定するに困難なる所あればなり。加之年々營業收得に變動を來し、或は著名なる事業にして尙ほ純益の代りに損失を表示する事業の如きも、之が爲め營業稅を免がらるゝと能はざるべし。

新營業稅の總額に就き政府の豫算は千五百八十萬マルクと算定せり、然るに從來の營業稅總額は千八百五十萬マルクなりし。此缺額に就ては殆んど瓦斯營業及

酒類販賣稅及び其他醸造酒販賣稅等を以て償はることなれり。斯る缺損を此種の販賣營業稅に要求するとは國家經濟上或は德義上の點より論ずるも公正なる賦課法と信ぜらる又是等の稅は新營業稅法案に於て小營業稅を輕減せし結果特に賦課せられたる營業項目とす統一稅率を此種の營業に賦課することは恰も其他の營業稅と等しく營業者に對し不公平の稅率たるを免れず。故に該稅も亦他の營業稅に階級ある如く其收得により區分せらるゝことなれり。斯て此種の小營業にして千五百マルク以下の收得あるものは年に十マルクを徵收せらるべく、其他高級者は十五、二十五、五十、百等の割合により徵稅せらるべき規定せり。此稅目の總額徵收を二百五十萬マルクと豫定せり、其他又全營業者が通常の營業稅として納附すべき額高を百五十萬マルクと見積れり、故に是等納稅者より徵收せし總額四百萬マルクとなれり、斯て新營業稅總收額が從來の營業稅總額より五十萬マルク超過する割合なり。

此稅案提出の説明書に注意する所によれば酒類販賣等に對する新稅は只た臨時的徵收の性質を有すべし、且つ今后營業稅が全く地方稅に移さるゝ時は、即ち別言

せば地方税目改正案が通過したる時には此税目に就ても大に變更せらるゝ所あるべしと。

此税法及全般の營業税改正法案及其他の税法改正案と等しく多數の贊助あらんとを要求し、且つ特に是等營業税の爲め説明して曰く『是等改正法案は決して收入を増加するの目的に出るにあらず、寧ろ下級、中級、及上級の營業に公平なる稅務分配を要請し、且便利なる課稅組織を構成し、從來地方税の改革と同時に是等税目を地方税となすものなるが故に、是等税目の改正案は只た臨時的の性質を有するものなり』云々と。

十一 結論

以上余は已に改革税法案の要點に就き論評する所ありたり——即ち階級税、所得税、相続税及び營業税等の稅務算定及び其税率變更問題等に就き論評を試みたり。而して余は政府提出改革案の重要事項のみに論評範囲を限れり、故に其他種々意見を異にする論題に就ては反問論駁すると止めたり、則ち今日尙ほ除外例とし

て存續する税目の廢止問題、株式會社税、所得税代として他に獨立的の財産に賦課せられたる稅務、家屋税及市稅義務の變更に起因する種々錯雜の問題、及其他諸種の問題等に就ては之を論評すると止めたり。蓋し是等問題を論評するとは啻に以上の主張を繰返しき々々論難するに過ぎざるのみならず、亦之が爲め議論の進行を格外に冗長ならしめ、前の改革提案の重要諸點を没却するの恐あればなり。株式會社税を自治体が賦課するのみならず、亦國家が之に重稅を徵するとに就ては、其理由は兎に角、之が徵收上輕便なる稅源なるべし、然れども財政の理法に能く通達したる文明國に於ては決して斯る稅法組織を存續せしめざるべし。又現時の國民が所得稅義務の何たるを多少解釋する所あるが爲め、幾分か正當の稅法要求が容られ、結局割合に公平なる稅務賦課を見るに至れり。然れども所得稅法の原則が完全に實施せらるゝに至るまでは尚幾分の年月を要すべし、蓋し之が實行を見んと欲せば國民全般が最一段の其租稅原理を理會する所あり、而して遂に彼等の見解が一致するに及て始て各文明諸國の財政的法律に之が實施を見るの時と候ずんばある可らざればなり。

中央政府が賦課しつゝある對物税 (Material Steur) を一切地方税に變移す可き問題も立法部の裁定に待すんはある可らず、故に是亦將來の問題に屬す、然るに普國の徵稅組織は從來此方針に進行しつゝありたり、既に其地租稅が新に規定せられんとする以前より其稅法組織は此傾向を示し爾來學術と、經濟的利益問題とは愈々此主義を社會の表面に顯出せしむるに至れり。新所得稅法も亦此主義を貫徹すべき下地として提出せられたる法案にして、他日對物稅を地方稅に移したるとき、其補缺を此稅源に仰がんとするの底意たらずんばあらず、故に該改革案は一種財政々略的法案たるなり。該法案の目的若し斯の如くんば是恰も國債を起すの必要あるに臨て之を償却すると同一にして、正當なる財政原則は其意志を是認せざるなり。然るに若し國家が其財政を不得止増加する國家要求に應ぜしめんとして右の方策を執りたるものとせば、斯る約束を將來に期するも何ぞ敢て恥を良心に顧るの必要あらんや。されど其財政方策が此途に出でず、只た中央稅と地方稅との交換問題を標榜するが如きとあらん歟、之が提出者は自家撞着の失態を招き、其無責任なるとに就き反對派の怒を買ふが如き狀態に陥らずんば止まざるべし。

蓋し今日正當の租稅改革は結局財政上の歴史的沿革に其起原を發し、年々增加すべき支出に應じ其收入の必要を豫想するものにあらざれば能はざるの業なればなり。

千八百九十年 ゴツチンデン市に於て誌す

参考書目

- ホフマン(J,G) 租稅學。特に普國稅法に關係する點。一八四〇年著
ベルキラス(O,J) 財政原理論。特に普國に關係する點。一八六五年
カール、ティラクシイ、普國租稅改革史。一八七五年著
カール、マムル 普國稅法史。一八〇六一一八一六。一八九〇年著
クリース(G) ブレスラウ所得稅。歷史的批評。一八四四年著
同 同 同 普國所得稅の結果、及び改革案。(一八五五年の國家學雜誌中にあり)
同 同 普國地租稅法案批評。一八五五年著
エルウイン、ナスセ、普國租稅組織論。一八六一年著
ボスサールト(A) 普國及獨逸國直接稅組織改革。一八七二年著
カール、ブルカルト 現行所得稅比較說明。
ゲンセル(J) サクソン國租稅改革。
- 同 サクソン國所得稅法の應用。
- コンラード サクソン國直接稅說明。
- 同 ナクソン國に於ける最近租稅法。
- レワトルド(F) バトデン大公爵國に於ける直接國稅。
- シャンツ(G) サクセン、ヴィマー國に於ける所得稅改革。
- 同 同 ヘッセン國の直接國稅、及其最新改革。
- 同 アンハルト公爵國に於ける稅法、其發達及最近の改革
- ヘルド 普國新稅法。(コンラード氏の雜誌一八七三年)
- シュモラー(G) 獨逸帝國、聯邦、自治團體に於ける獨逸稅法改革の原理及應用。(一八八一年同氏の雜誌)
- アドルフ、ダグナー、獨逸財政問題中の疑問。(一八七九年國家學雜誌)
- 同 國有鐵道論及社會租稅改革論。(一八八三年二月十九、二十二日普國下院に於ける二度の演說)
- 同 財政學(二冊目一八九〇年發行、三冊目一八八九年發行)

シエフフル(A) 稟稅政策原理、及財政疑題——獨逸及塊國。一八八〇年著
グナイスト 自治制稅法規定の結果に關する普國財政改革一八八一年著(一八八一年著者コーン氏の之に對す演說を參照せよ)

同 社會政策組合に就き投書第三冊——人頭稅。ナスセ、ゲンセル、ウイツ
イングローデ伯爵、ゴーザラー氏等の意見書等を參照せよ

同 第八卷目の國家及自治體に於ける進級所得稅。ノイマン氏の注意。
第十二卷目。地方自治制稅問題。一八七七年

同 同 第十四卷目。聯合國會に於ける討論——特にワグナー氏の注意。

ロバート・フリードベルグ、自治體稅。一八七七年著

フラン・ビリンスキ、自治體稅及其改革。一八七八年著

フイリップ・グレストフェルド、普國市財政。統計及改革提案

ヘルツフルト(L) 普國に於ける市町村財政事情。一八八四年

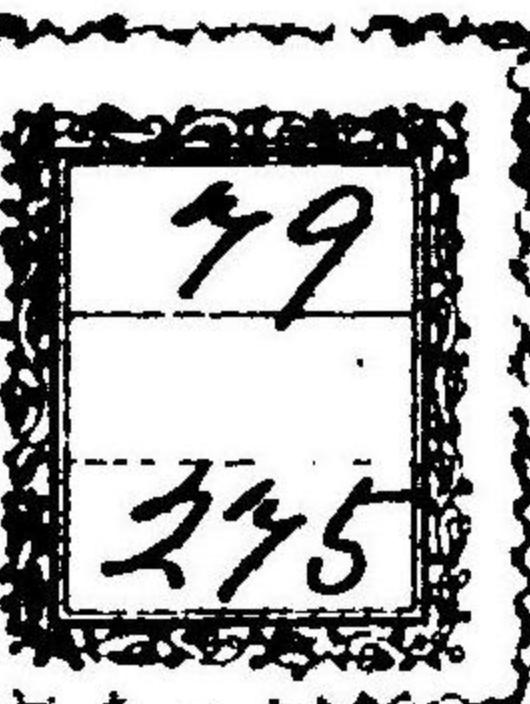
ストベーラ、普國、サクセン國、英國の所得統計、所得稅の說明附記。一八八八年著

著

ハイシクヒ(L) 直接稅改革。特に普國に自己算定主義を採用すべき點に就き注意すべし。

同 普國直接稅改革、議員ニイナルン の改革案。一八八八年著
コーン 財政學。一八八九年著

8/34



2018